

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例(案)概要

1 施設の設置者等の責務の改正

施設の設置者等に対し、設置した自転車駐車場の適正利用及び施設周辺の自転車放置防止に係る措置を講ずるよう努力義務を課す。

2 自転車駐車場の付置義務に係る改正

指定区域の拡大

自転車の駐車需要の著しい地域として指定する区域について、商業地域及び近隣商業地域に限定していたものを区内全域とする。

対象施設の見直し

駐車需要を生じさせる施設として自転車駐車場の設置を義務付ける施設について、次のように改める。

現 行			改 正 案		
施 設	施設の規模	自転車駐車場の規模	施 設	施設の規模	自転車駐車場の規模
遊技場	200㎡超	10㎡(20㎡)ごとに1台	遊技場及びカラオケボックス	〔現行どおり〕	〔現行どおり〕
スーパーマーケットその他の大規模小売店舗	400㎡超	20㎡(40㎡)ごとに1台	百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗及び飲食店	200㎡超	〔現行どおり〕
百貨店	1,200㎡超	60㎡(120㎡)ごとに1台	〔削除〕		
銀行等金融機関	500㎡超	25㎡(50㎡)ごとに1台	銀行等金融機関	400㎡超	〔現行どおり〕
〔新設〕			学習施設並びに教育及び趣味等の教授を目的とする施設	300㎡超	15㎡(30㎡)ごとに1台
〔新設〕			スポーツ、体育及び健康の増進を目的とする施設	500㎡超	25㎡(50㎡)ごとに1台
〔新設〕			病院及び診療所	300㎡超	15㎡(30㎡)ごとに1台

自転車駐車場の規模に係る()内の面積は、施設の面積のうち5,000㎡を超える部分の面積に対する基準

3 付置義務の特例の追加

一定の要件を満たす小学校、中学校、高等学校若しくは大学又は区長が認める施設については、自転車駐車場の付置義務を免除し、又は設置する自転車駐車場の規模を緩和することができることとする。

4 違反者に対する公表

自転車駐車場の設置に係る措置命令に違反した者等について、その旨を公表することができることとする。

5 施行期日等

公布の日。ただし、2及び3については平成26年4月1日